

**御殿場市経済対策助成事業
御殿場市店舗改装等助成事業取扱規程（案）**

（目的）

第1条 この取扱規程は、地域経済の活性化並びに良好な景観づくり及び環境美化による観光客のおもてなし等を目的として実施する御殿場市店舗改装等助成事業（以下「助成事業」という。）について、その実施と運用方法等について、必要な事項を定めたものである。

（定義）

第2条 この取扱規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員 御殿場市商工会の会員をいう。
- (2) 店舗等 店舗、事務所、工場、作業場、倉庫その他これに類する建物（その敷地の用に供される土地等を含み、居住の用に供される部分又は居住の用に供することができると認められる部分を除く。）で会員事業者が事業の用に供するものをいう。
- (3) 市税等 市民税、固定資産税、国民健康保険税、水道料及びその他の公課をいう。
- (4) 審査会 御殿場市商工会長（以下「会長」という。）が、本助成事業に関する事務処理等の円滑化を図るため、関係書類及び工事内容等の審査を行うために御殿場市商工会（以下「商工会」という。）内に設置した会をいう。
- (5) 工事着工 新築の場合は根切り、その他の工事の場合は、養生、足場、一部取壊しや取外し等とし、審査会（現場検査等）が妥当と判断するものをいう。

（助成対象者）

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 助成を受けようとするときに会員である者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 本助成制度の取消しを受けたことのない者

（助成対象店舗等）

第4条 助成金の交付対象となる店舗等は、市内に存し又は建設する店舗等（1事業所につき1つの店舗等に限り。）とする。

（助成対象工事等）

第5条 助成金の交付対象となる工事（以下「助成対象工事等」という。）は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 店舗等の改修、改装、新築、増築、建替え等に係る工事等で別表第1に掲げるものであること。
（自家建設によるものを除く。）
 - (2) 前号に該当する工事等に要する費用の合計（消費税及び地方消費税を含む。）が30万円以上であること。
 - (3) 会員である元請事業者及び会員である一次下請事業者が施工する工事等であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等には助成金は交付しない。
- (1) 公共工事の施工に伴う補償工事
 - (2) 国、県、市等が実施している他の補助金等を利用する工事
 - (3) 会長が助成の対象として適当でないと認める工事等

（助成金の額等）

第6条 助成金の額は、助成対象工事等に要する経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300万円を限度とする。

2 助成金の交付回数は、1事業所につき1回限りとする。

(提出書類)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、次の書類に、それぞれに掲げる書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）（御殿場市店舗改装等助成事業申請書）
 - ①申請者、元請事業者及び一次下請事業者の会員証明書（写）
 - ②申請者及び元請事業者の滞納のない証明書（原本）
 - ③建物・土地等が自己所有である場合は登記簿謄本等、賃貸物件である場合は、賃貸借契約書（写）、所有者の同意書及びその所有者の印鑑証明書（原本）
 - ④請負契約書（写）
 - ⑤見積書（写）（請負契約書の工事別概要及びその金額内訳等がわかる明細一覧書（写）等）
 - ⑥一次下請事業者名簿（事業所名、工事種別金額(税込)等の一覧表等）
 - ⑦工事前写真（デジタル画像の印刷物可、工事施工前箇所の全てが分かる写真、撮影日等）
 - ⑧平面図等（平面図等に、施工箇所、工事の説明、写真の番号などを記入）
 - ⑨誓約書
 - ⑩申請者の印鑑証明書（原本）
 - ⑪委任状（申請者が元請事業者に委任する範囲を記載）
 - ⑫前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
 - (2) 工事完了証明書（様式第3号）（御殿場市店舗改装等助成事業工事完了証明書）
 - ①該当工事箇所等の完了後写真（申請時施工前提出写真と同箇所、デジタル画像の印刷物可）
 - ②元請事業者が対象工事費用の全額を受領した証（写）又は申請者の振込書（写）
 - ③下請業者を使った場合は、一次下請事業者から元請事業者宛の領収証（写）又は請求書（写）
 - ④元請一次下請事業者名簿、金額内訳一覧、工事内容等に変更があった場合はその内容を記載した書類
 - ⑤一次下請業者を変更した場合はその業者の会員証明書(写)
 - ⑥会員証明書(写)（申請時に開業していない場合のみ）
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
 - (3) 請求書（様式第5号）（御殿場市店舗改装等助成事業請求書）
 - ①交付決定通知書（様式第4号）の原本（御殿場市店舗改装等助成事業交付決定通知書）
- 2 審査会は、審査のため必要があるときは、申請者もしくは施工業者に前項に掲げる書類以外の書類等の提出を求め、又は現場確認調査等を行うことができる。

(申請受付)

第8条 申請者は、助成対象工事着工前に会長に対し御殿場市店舗改装等助成事業（申請書）により申請しなければならない。

- 2 会長は、御殿場市店舗改装等助成事業（申請書）が御殿場市商工会へ提出された時点の先着順により、予算の範囲で受付を行うものとする。（申請時の書類不備返却者を除く）

なお、予算の範囲を超えた場合には、超えた日をもって受付を終了することとし、予算の範囲を超えた日の受付分については、審査会による抽選により申請書の受付順位を決定する。
- 3 原則として、提出された書類（添付書類を含む）等は返却しないものとする。
- 4 申請書は、申請日より1月以内に工事着工するもののみ受付確認後、受理する。
- 5 申請等は、原則として、毎週火曜日の平日のみ、9時から11時30分と13時から16時までの間に、元請事業者が行うものとする。

(助成金の内定と決定)

第9条 会長は、第8条により御殿場市店舗改装等助成事業（申請書）の受付をしたときは、その内容を速やかに審査会に諮り、審査した結果を御殿場市店舗改装等助成事業（内定・不決定）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

- 2 会長は、前項及び第7条の第1項2号の書類提出があった場合、その内容を速やかに審査会に諮り、審査した結果を、御殿場市店舗改装等助成事業交付（決定・不決定）通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

(変更)

- 第10条 申請者は、申請後に元請事業者や工事等、請負金額等に変更が生じたときは、御殿場市店舗改装等助成事業（工事完了）証明書（様式第3号）にあわせて変更事項を報告しなければならない。
- 2 申請書提出後、工事金額等に増額があった場合でも、助成の額の増額は認めない。
 - 3 申請書提出後、工事金額等に減額があった場合は、助成の額を減額する。
 - 4 工事着工日に変更が生じたときは、審査会の前日までに、工事着工（予定）日を連絡しなければならない。（変更は申請日から1月以内で1回に限り認めるものとする。）
 - 5 着工日の2回目の変更又は申請日から1月を経過した日以後の日への変更が生じた場合は、受理を一旦取消し、再申請扱いとする。その場合、当初の申請金額（予算額）は担保（確保）されないものとする。
 - 6 審査会は、上記各項に該当する場合であっても、やむを得ないと認めるに足る相当な理由があるときは、当該事項につき協議し取扱いを判断することができる。

(助成金の請求の方法)

- 第11条 申請者は、第9条第2項により交付の決定を受けた場合は、その通知を受けた日から1月以内に第7条第1項3号御殿場市店舗改装等助成事業（請求書）（様式第5号）により、請求しなければならない。

(助成金等の支給)

- 第12条 会長は、前条の請求があった場合は、速やかに助成金を申請者の口座へ振り込みにより支給する。

(申請の取り止めと取り下げ、及び再申請)

- 第13条 申請者は、助成対象工事等の中止、取り止め等により、申請を取り下げる事実が生じたとき、又は取り下げることにするときは、その日から1月以内に、御殿場市店舗改装等助成事業（取下げ）届出書（様式第6号）により会長に届け出なければならない。
- 2 前項により申請の取り下げを行った場合は、同一年度内に再申請を行うことはできない。但し、工事着工日の変更2回以上、又は申請日より1月を経過した日以後の日への変更等による再申請を妨げない。

(助成の取消し)

- 第14条 会長は、受給者が次の各号の一に該当する場合は、御殿場市店舗改装等助成事業（取消）通知書（様式第7号）により、助成の取消しをする。

- (1) 申請者より、第13条の届け出があったとき。
- (2) 法令違反、書類の偽造、虚偽記載、偽り、その他不正な手段等により助成の決定を受けたとき。
- (3) 本取扱規程に違反したとき。
- (4) 申請時の工事完了予定日から2月以内に完了報告、又は連絡等がないとき。
- (5) 助成金の支給を受けた日以後3年以内に申請者が会員でなくなったとき。（廃業、移転その他審査会がやむを得ない理由があると認める場合を除く）
- (6) その他、会長又は審査会が助成の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(助成金の返還)

- 第15条 会長は、前条の規程により助成を取り消した場合において、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて当該助成金を返還させることができる。
- 2 前項により取消し通知を受けた申請者は、その通知を受けた日から14日以内に助成の払込済み金額（振込手数料を含む）を返還しなければならない。
 - 3 前条2号、3号、4号、5号及び6号により、取消し通知を受けた者は、以後本助成の申請を行うことはできないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

- 第16条 第9条の規程により、御殿場市店舗改装等助成事業（内定）通知書及び御殿場市店舗改装等助成事業交付（決定）通知書を受けた者は、助成金の交付を受ける権利を他人（請負事業者を含む。）に譲渡し又は担保等に供してはならない。

(委任)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定める。

付 則

1 この規程は、平成 年 月 日より適用する。

別表第 1 (第 5 条関係)

工事等（新築、 建替え又は増築 によるものを含 む）	<ul style="list-style-type: none">① 屋根工事（張替え・防水など）② 外壁工事③ 基礎工事④ 外構工事⑤ バリアフリーに関する工事⑥ 防犯用のカメラ及びライトの設置⑦ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの⑧ 床材・内壁・天井の張替えなどの内装工事⑨ 襖・障子・網戸・畳（張替えなど）⑩ 扉・窓ガラス・サッシ（交換など）⑪ 造作工事⑫ 間仕切りの変更⑬ 看板・オーニング（日よけ）の修復や設置⑭ 厨房の改修や設置⑮ 給排水・衛生（換気を含む）設備・電気・ガスに関するもの⑯ エアコンの設置、その他空調に関するもの⑰ 洗面・トイレの改修・設置や水周りに関するもの⑱ 浄化槽の設置・修繕、下水道接続工事⑲ その他審査会で対象となる工事と判断されたもの
-------------------------------------	--